

## 土地区画整理法第76条許可申請について（高坂駅東口第一地区）

- (1) 正本1部、副本1部を、東松山市役所 都市計画部 高坂区画整理事務所（東松山市大字高坂1058、TEL:0493-35-0112）に提出してください。
- (2) 標準処理期間は、14日です。ただし、閉庁日および補正に要した日数を除きます。（処理が終わり次第、ご連絡いたします。）
- (3) 添付書類は次のとおりです。正本1部、副本1部にそれぞれ1部ずつ添付してください。

### 【添付書類一覧】

区分	種類	留意事項	
共通	委任状	① 代理人が申請する場合に添付してください。副本に添付するものは写しでも結構です。	
	建築行為等の概要書		
	仮換地指定通知書又は 仮換地証明書の写し	① 敷地が保留地の場合は、保留地証明書の写し。 ② 通知書又は証明書に添付されている、案内図（位置図）・仮換地図も添付してください。 ③ 高坂区画整理事務所へ権利変動の届出をしていない場合は、売買契約書の写しも添付してください。	
	土地所有者の印鑑証明書	① 申請者が、土地所有者と異なる場合（申請者以外に土地所有者がいる場合も含む）のみ必要です。 副本に添付するものは写しでも結構です。	
	案内図	① 申請地が容易に判断できるよう、住宅地図等に申請地を明記してください。	
建築行為等の区分	建築物の新築・改築・増築	配置図 ※建築確認申請と同様の図面	① 敷地の辺長を記入してください。一部使用の場合は、使用する面積及び辺長を記入し、面積計算根拠（求積表等）を記入してください。仮換地指定通知書や仮換地証明書、保留地証明書の面積と異なる地積（実測値等）で申請する場合も、面積計算根拠（求積表等）を記入してください。 ② 敷地に接する道路名（区画整理による道路は“法第42条1項2号道路”）及び幅員を記入してください。 ③ 敷地内における建築物の位置、壁面と境界の距離、排水施設名と位置・経路を記入してください。
		平面図・立面図 ※建築確認申請と同様の図面	① 各階の平面図を添付してください。 ② 建築面積、延床面積の計算根拠（求積表等）を記入してください。 ③ 立面図は、4面すべてを添付してください。また、地盤面からの高さを記入してください。
	工作物の新築・改築・増築 （門、塀、擁壁、カーポート等）	配置図	① 建築物の配置図①②と同様に作成し、敷地内における工作物の位置を記入してください。
		構造図・断面図	① 工作物の構造図を添付してください。
	土地の形質の変更 （切土、盛土、私道の造成、舗装等）	配置図	① 建築物の配置図①②と同様に作成し、切土、盛土、私道、舗装部分等がわかるように作成してください。
		縦横断面図	① 現況及び計画（切土、盛土、私道、舗装部分等）がわかるように作成してください。
	物件の設置・たい積 （移動の容易でない5t以上の物件）	配置図	① 建築物の配置図①②と同様に作成し、敷地内における物件の位置を記入してください。 ② 申請地内での位置、たい積物等を設置する大きさ（辺長及び面積等）を記載してください。
		物件に係る図面	

※ この他必要に応じ、上記以外の書類を提出していただくこともあります（高坂区画整理事務所の指示に従ってください）。

※ 申請手続きの詳細は、東松山市HP [土地区画整理法第76条の規定による許可申請](#) のページをご覧ください。